

第1回 北見市男女共同参画審議会会議録(要旨)

日時 平成22年12月21日(火)

会場 市役所分庁舎大通りビル5階

◎出席者

・委員

大岸委員、尾山委員、川村委員、佐藤委員、高橋委員、竹村委員、田中委員、長南委員、松岡委員、吉谷委員 (福地委員、松浦委員は欠席)

・事務局

三田市民環境部長、近藤市民活動課長、大谷男女共同参画担当係長

1. 開会

課長により開会

2. 委嘱状の交付

新たに委嘱する委員へ小谷市長より委嘱状を交付

3. 市長挨拶(要旨)

北見市男女共同参画審議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただ今、男女共同参画審議会の委員として委嘱をさせていただきました皆様には快く引受けて頂きましたことをこの場をお借りまして、厚くお礼を申し上げます。今日、お話をさせていただきます「男女共同参画プランきたみ」のことにつきましては、平成20年2月にこの委員会のなかで基本計画の策定にあたりましては、当時からの委員もいらっしゃいますが、大変ご苦勞をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げる次第でございます。この「男女共同参画プランきたみ」につきましては3年目を迎えており、北見市の各部局におきまして、男女共同参画社会の実現に向けまして、各種事業を実行させていただいているところでございます。本日は事務局がこのプランの進捗状況等につきまして、皆様にお話をさせていただいて、プランの「重点項目」などにつきましてもご報告をさせていただきたいと思っておりますし、また、併せてこのようなかたちでご提案をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

やはり、この世の中、男性と女性しかおりませんけれども、その両方が互いにその人権を尊重しあうことが大切ではないかと思っております。この審議会の中でより良い北見市のまちづくりに資することができるのではないかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ですけれども冒頭にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。(挨拶後市長退席)

4. 委員及び事務局自己紹介

《課長》

本日は、新たな委員をお迎えし、本年度初めての審議会の開催となりますので、委員の皆様、及び事務局を含め、自己紹介をお願いしたいと存じます。大岸委員から順次お願いいたします。

※委員及び事務局(職員)自己紹介

なお、本日は、福地委員・松浦委員は所用のため欠席する旨、ご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。それでは、これより先の議事進行は、北見市男女共同参画審議会規則により、吉谷副会長にお願いいたします。吉谷副会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

5. 議事:会長の選出

《副会長》

それではレジメ4議事の(1)会長の選出ですが、その選出方法などにつきまして事務局よりご説明願います。

《係長》

北見市男女共同参画審議会規則の第2条におきまして、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互

選により定める」と規定されております。以上でございます。

《副会長》

ただ今、事務局より副会長選出が規定されております規則のご説明がございました。会長の選出につきましては、「委員の互選となっている」とのご説明でしたが、どのように取り計らったらよろしいか、皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

《大岸委員》

事務局で案がありましたら、事務局案を伺いたいと思います。

《副会長》

ただ今、「事務局の方で案があれば示して欲しい」というご意見がございましたが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

《全委員》 了承の声 《副会長》 それでは、事務局で案がありましたら発表願います。

《係長》

旧北見市の男女共同参画審議会から継続して新市の審議会にご参加いただき、新市の基本計画の策定にご尽力をいただき、また、改選前まで審議会の会長でありました松岡委員を会長に、という案でございます。

《副会長》

ただ今、事務局より松岡委員を会長に、という案が提示されました。お諮りさせていただきます。この事務局案の松岡委員を会長に選任してよろしいでしょうか。 《全委員》 異議なしの声=全委員承認

《副会長》

ありがとうございます。それでは松岡委員を会長と決定いたします。松岡委員どうぞよろしくお願いいたします。会長席へお移りください。

松岡委員・会長席へ移動

《会長》 事務局より他に何かありますか

《事務局》

議事には入ります前に、私の方からお配りしている資料の確認をさせていただきます。まず、事前に郵送させていただいた資料は3点ございます。一つ目はA3版の横長36ページの男女共同参画プラン推進事業実施状況調、二つ目はA4版の横長2ページの男女共同参画プラン重点項目、三つ目はA4版の縦長3ページの各種審議会・委員会等の女性の登用状況調査票、この3点が全委員にお送りしております資料です。また、新たな委員の方には、基本計画書及び計画書のダイジェスト版をお送りさせていただきました。

次に、本日の配布資料ではございますが「レジメ」、委員皆様の意見を集約した意見書集約書、審議会委員名簿、「北見市男女共同参画を推進するための条例」、「広報物表現ガイドライン」でございます。

なお、資料ではございませんが新たな委員の方に、委員報酬「口座振込依頼書」をお配りしております。こちらにつきましては、返信用封筒と併せてお配りしております。恐れ入りますが、来週までに必要事項をご記入の上、返送をお願いいたします。

《会長》

それでは、レジメに従い議事を進めて参ります。議事2の北見市男女共同参画審議会の役割と男女共同参画基本計画策定に係る審議会の活動経過について事務局より説明をお願いします。

《部長》

本日、半数の委員の方々が改嘱されておりますので、北見市男女共同参画審議会の設置の趣旨役割につきまして説明いたします。北見市男女共同参画審議会の設置の趣旨・役割でございますが本日の資料としてお配りしております「北見市男女共同参画を推進するための条例」をご覧くださいと思います。

条例の第16条では、市長に男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する「基本計画」の策定が義務付けられております。また、同条の3項には、この「基本計画」を策定する時は、あらかじめ北見男女共同参画審議会の意見を伺うことが規定されており、さらに、条例の第28条には審議会の権限がございまして、「審

議会は、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関わる事項について、市長の諮問により又は必要に応じて審議し、市長に意見を述べる事ができる」となっております。

本日の審議会は、この規定に基づきまして、北見市の男女共同参画基本計画の進捗状況等をご審議いただくこととなります。以上です。

《会長》

審議会の役割についてはよろしいでしょうか。次に議事3の北見市基本計画進捗状況について事務局より説明してください。

《事務局》

まず、昨年度、当審議会からいただきました意見に、具体的にどのように対応したのか、ご報告させていただきます。昨年度、当審議会からいただいた意見ですが、5項目ほどございます。

1. 市が設置する審議会等への女性委員の登用率は、微増であるが上昇している。この上昇した要因をしっかりと分析・把握し、今後も女性委員の登用率の向上に努めること。なお、現状の登用率と計画の目標値とはまだまだ隔たりがあるため、今後は審議会などに女性委員枠を設けることなども検討すること。
2. 女性委員のいない審議会の解消は、数値上で前進していることが覗える。上記事業と同じくこの事業においても、前進した要因の検証をしっかりと行い、女性委員のいない審議会がなくなるよう努め、女性の意見が市政に反映されるようにすること。
3. 事業の中で内容が重複しているものがあることと、現行の事業項目の分類を変更した方がより良いものが見受けられる。このため、事業内容などの精査を行い、事業や施策などの見直しを行うこと。

特に、基本目標Ⅱ家庭生活と学校職場・地域活動の両立支援での「男女が共に働きやすい生活環境の整備」の事業番号38・39・41、また、基本目標Ⅲ農村漁村における男女共同参画の確立での「女性が働きやすい就業条件・環境整備」の事業番号58については、項目内容など他事業との統合も含め検討すること。

4. DV被害者支援について、被害者の緊急を要する安全な保護や当面の生活支援体制（一時金）などを整えることは勿論のことであるが、DV被害者がその後の自立した生活を送れるような支援策の充実を図ること。
5. 個人・民間団体・企業などにおいて、男女共同参画事業の模範となる取り組みが行われている場合、その事例を広く市民に紹介し、その功績を称えると共にその情報発信が市民への啓発活動としても役立つよう行うこと。

これらご意見につきましては、市長が本部長を務め、特別職・部長職等で構成いたします北見市男女共同参画推進本部会議に報告し協議いただき、それぞれの事業の実施課で、この意見を踏まえ平成22年度の事業を実施すべく決定され、全庁に通達したところでございます。

これらのご意見をいただきました事業の担当課での取り扱い状況ですが、ご意見のいただいたとおり本年度の事業計画の中に反映し、「本実施状況調」の中に既に記載され実施されている事項、ご意見を直ちに反映できないものの今後の課題として取り扱うこととなっている事項、さらには、具体的な記述がなくてもすでに着手に向け動き出している事業など、いただいたご意見を踏まえて、各種事業の展開をしていることをご報告いたします。それでは、お手元に配布しております資料に基づき、プランに掲載の推進事業の平成21年度実績と平成22年度実施状況、並びに、重点項目(事業)のご説明をいたします。プランに掲載の全事業の説明とはなりませんので、重点項目となっていた事業、並びに本年度重点事業と指定する事業等を中心にご説明させていただきます。A3版の推進事業実施状況調をご用意下さい。こちらはプランに掲載されている全事業の平成21年度の事業実績と平成22年度の事業実施状況のとりまとめをしたものでございます。

まず、推進事業実施状況調の表紙を1枚おめくり下さい。

1 ページ目でございますが、基本計画の体系図を掲載しております。左側、一番上段の基本目標1「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」から、一番下段の基本目標5「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」まで5つの基本目標がございます。次に右にまいりまして、基本目標をより具体化した基本的方向、さらに、右にまいりましてより具体化した具体的施策、一番右で「」内の番号はプランに掲載の事業番号となっております、次ページ以降は、この事業番号順に事業の結果・取り組み状況を記載しております。

次に、また1ページおめくりください。事業番号1：事業名「市の審議会、付属機関などへの女性委員の登用促進」ですが、この事業は、市政における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を目的にしており、具体的には市が設置する審議会等への女性委員の登用率を最終目標は40%に定めて取り組んでいる事業でございます。同じく、下段の事業番号2「女性のいない審議会等の解消」事業番号3「審議会等への女性登用に関する調査及び公表」事業なども、市政における政策・方針決定過程への女性参画の拡大を目的にしております。この事業番号1及び2の事業は、昨年度、重点項目に指定された事業でございます。

恐れ入りますが、A4版の「男女共同参画プラン きたみ」重点項目をお開きください。

1 ページ目上段の事業番号1：「市の審議会、付属機関などへの女性委員の登用促進」についてでございます。こちらの一番右欄の具体的取り組み内容に、平成21年度と22年度の実績値を入れておりますのでご覧ください。実績委員の登用数を読み上げます。

平成21年度は、総委員数1,605人、その内女性委員数は420人で、登用率は26.2%です。

平成22年度は、総委員数1,561人、その内女性委員数は417人で、登用率は26.7%です。

女性委員の登用率は、本年度は、平成21年度に対し0.5ポイント＝若干ですが伸びた状況でございます。

次に、下段の事業番号2：事業名「女性のいない審議会等の解消」ですが、こちらも、一番右欄の具体的取り組み内容に、平成21年度と22年度の実績値を入れておりますのでご覧ください。

平成21年度は、総審議会等の数が82で、その内女性のいない審議会は23あり、比率で申しますと、女性のいない審議会は、28.0%でございました。それに対し、平成22年度は、総審議会等の数が79で、内女性のいない審議会は21であり、比率で申しますと、26.6%となっております、1.4ポイントほど女性のいない審議会の比率が下がった状況でございます。この2つの重点事業につきましては、少ないポイントではございますが、前年度より前進したことが数値上目に見えております。しかしながら、これらの事業は、まだまだ計画の目標値には遠い数値でございますので、引き続き、この2つの事業を継続して重点項目・事業としてまいりたいと考えます。これらの詳細につきましては、A4版縦長の資料「北見市の各種審議会・委員会等の登用状況調査表」を添付しておりますので、お開きいただきたいと思っております。

こちらの調査基準日は、4月1日現在に設置されている審議会等が対象となっております。まず、1ページの番号1から下段の番号43までは、地方自治法に基づき設置されている審議会でございます、各種法律や市の条例等の規定で定められているものでございます。2ページ上段にございます規則等で設置する審議会でございますが、市が独自に規則を制定し設置している審議会等でございます。次に、2ページの上段から下段まででございます市町村が委嘱する委員でございますが、こちらは、市の要綱・規約等で委員を委嘱するものでございます。次に3ページ目になりますが、上段の地方自治法(180条の5)に基づく委員会等として、番号1の教育委員会から番号6の固定資産評価審査委員会まで掲載しております。こちらは執行機関として、法の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないものであり、農業委員会など選挙も含むものもでございます。最後になりますが、法律の規定により国の機関(大臣)が委嘱する委員として、民生委員、人権擁護委員、行政相談委員を記載してございます。こちらは国等が委嘱するものでございますが、委嘱にあたりましては、例で申しますと、民生委員は民生委員推薦会を市が設置しまして、国に推薦していることから、これらも含めまして対象としております。

女性委員のいない審議회를個別に見て分析いたしますと、1ページ目の番号1番の北見市防災会議：委員総数42人で女性委員が0人、同じページの番号20番の北見市国民保護協議会：委員総数42人で女性委員が0人であり、こちらの2つの審議会は条例等の規定により、委員の選出にあたり、例えば：網走開発建設

部道路・河川など事務所長、警察署長、消防長を委員とする等の職務指定がございまして、女性委員がいない状態となっております。また、番号5の水防協議会や番号11の交通安全対策会議なども、委員の選出に職務指定があり、どちらも女性委員が0人であり、職務指定のある審議会等では女性委員が0人であることが伺えます。所管課と協議しておりますが改善するに至っておりません。今後も職務指定の在り方や公募委員等での女性委員の登用を目指し、引き続き協議してまいります。

なお、女性委員が多い審議会といたしましては、1ページ目で申しますと番号12の公民館運営審議会：20人中9人が女性、番号13の北見市社会教育委員の会議：20人中9人が女性、番号14の図書館協議会：10人中8人が女性、番号25の児童館運営委員会：20人中7人が女性であり、社会教育の分野での女性委員登用率が高いことが伺えます。また、番号24の当北見市男女共同参画審議会：12人中7人が女性、番号9の廃棄物減量等推進審議会：16人中5人が女性、番号31の消費生活審議会：10人中3人が女性であり、市民環境部の所管する審議会等も女性委員の登用率が高いことが伺えます。

先ほど、申しましたとおり市が設置する審議会等の女性委員の登用率向上、また、女性のいない審議会の解消は、重点事業とし、継続して積極的に進めてまいります。

次に重点項目の2ページ目をお開きください。上段の基本目標Ⅱ 家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援基本的方向1 男女が働くための労働環境整備具体的施策(1) 職場における男女共同参画の促進 事業番号21：事業名 「労働の場における男女の役割分担意識の是正」こちらも昨年度の重点項目と指定した事業でございまして。上段の右に本事業の取り組みの実績を入れてございます。

こちらの事業では、産業立地労政課が行った労働状況の調査の取りまとめをしました「北見市労働状況調査報告書」を市内の事業所に送付する際、報告書の中に、男女共同参画に関連する法令を掲載し、男女共同参画の啓発を行ったところでございます。しかしながら、産業立地労政課と協議の上、男女共同参画への一層の啓発が必要であると共通の認識に立ちましたので、こちらの事業も引き続き重点事業とし、「性別による固定的な役割分担意識の是正」等、さらなる啓発活動に取り組むこととしたところでございます。

次に、具体的施策(1)社会的性差での固定的観念による社会制度や慣行の見直し、事業番号29「家庭での男女の役割分担意識の是正への啓発」並びに、事業番号30「啓発活動」、この2つの事業につきましても、審議会より一層の啓発の推進・工夫が必要と意見を付されておりましたので、性別による固定的な役割分担意識の是正に取り組むことといたします。

次に昨年度の重点項目でありました「男女共同参画を推進するための広報物表現ガイドライン」の策定でございまして、庁内の課長職等からなる北見市男女共同参画推進連絡会議の下に、係長職からワーキンググループを昨年3月に設置後6回程の作業部会を開催しまして、今年2月に作成終了したところであります。このガイドラインは、内閣府や北海道が策定しておりますガイドラインを参考にしながらも、本市独自のガイドラインを策定すべく、全て職員：部会員の手づくりで行ったところでございます。ホームページに掲載し、小中高校、大学、専門学校等に610部、市内事業所に700部を配布いたしました。また庁内の一部窓口等に配置しております。以上、事務局よりの説明と提案といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

《会長》

ありがとうございました。事前に資料が送付されましたので、これらの共同参画プランの実施状況ならびにガイドラインの資料、更には昨年の重点項目に対する進行状況などなどについて、いま事務局のほうから提案があったわけです。なかなかまだまだ道のりは大変だろうという印象をもっております。当面の目標は国は40%と掲げてるわけですけども、まずは20%をなんとかそれぞれの委員会においても昨年から進めようということで取り組んだ1年間だったわけですけども、資料を見て分かるようにまだまだ女性の登用がゼロというところが非常に多く、これはこれまでの過程の中でも、例えば農業委員会のように選挙によって委員が選ばれることで、立候補しない限りは、女性が立候補しない限りは当選することもない。もうそういう組織的な縛りの中でゼロになっているところもありますし、いま説明がありましたように、役職が振り当て

られる、そうした委員会においてはその役職に、例えば消防団長のように役職がきたら、それが女性がいない限りはこういう委員会はもうゼロという、そういうものもいくつかあるということも分かりました。それについても市の全部の各課においてこうしたことを、一人でも多く女性の管理職登用という問題で働きかけてゆくということで、**普段の打ち合わせ**の中で全部の項目についてのそうした進捗状況の説明もありました。

会議を能率的に進めるためにということで、事前にそれぞれの委員の意見を出して頂いて、それに基づきながらご意見頂いて、すぐに答弁できる問題、あるいはまた課題として、皆様に意見陳述しながら整理していく問題などいろんな分野にわたってのご意見が寄せられておりますので、この意見集約書の大岸委員の意見を頂いておりますので、この順番で進めていきたいと思っておりますので、今日配布されて、この部分についてはほとんどの方がまだ目を通していないと思っておりますので要約してこういうことを述べたいんだということをお話ししていただければ幸いです、よろしいでしょうか。

《A委員》

まず「男女共同参画プランきたみ」による重点項目をみますといろいろな審議会があります。79審議会等があり、その登用は26.71%、大胆に言うと26.71%しかいないということ。固定的役割分担って、女性は女性らしく、男性は男性らしくというのは主にそういう職業だとかあるのかなと思っておりますけども、で、私の一番言いたいことは、例えば先程の農業委員会ですがこれ選挙で立候補しないとしない。それと同じように選挙でなくても、その委員会に手を挙げなければならない。大抵のところはなってくれませんか、ということになってる。女性が進出する土台は割と出来てると思う。でもそこには、例えば女性自身が女性だからという意識がある。ですから、周りから、審議会でも女性を増やそう、増やそうとしているんだけど土台は割と出来上がってると思う。だから、あとは女性自身の意識が、『やっぱり私は一歩進んで出てみよう』という意識が私は大切ではないかなと思う。

《会長》

はい。一通りご意見を聞いてみてその上で討論したいと思えます。C委員は質問事項も含めて要約してちょっと話してみてください。

《C委員》

その前にこの、今の議題に挙がってるこの重点項目の所にちょっと質問も兼ねてひとつ付け加えたいのですが、ちょうど事務局の方から説明ありましたように、重点項目として取り組んでるものであってもなかなか大幅に増えてはいかない現状があります。職務指定などがある審議会の場合で、弾力的な運用っていうのは実際問題として可能というか、やろうと思えばできることなのではないでしょうか。

《会長》

事務局への質問ですね。はい。お願いします。

《課長》

具体的には、女性のいないところ。防災など〇〇長とか具体的な職務指定がされている。私どもが願っているのは、職務指定はしていますけども職務指定されたものから委嘱されたもしくは委任された方でもいいです。そういうやり方ができませんか、ということをお願いをしている。ただそれでもやはり“長”が出てきてしまう。なかなかそこが進んでいけないというのが実態です。法的としましてもこの職務指定があってもなければ駄目だということ以外は基本的には職務指定された方から委任された方でも結構ですというお願いはして、そういうふうに進めていただきたいとしています。

《C委員》

全体的な割合としても、女性の登用率を上げなければいけないんですが、項目のひとつで“女性ゼロをなくす”というのが挙がってますので、だとしたら今その壁に当たっているところは、もしこれができるとしたら、こういう項目が重点事業として挙がってるのでどうしても進め、ゼロはまずいんだというふうは無理やり、というか進めるしかないと思えますし、どうしても逆に弾力的な運用ができないのであればこの目標自体が『達成困難な目標』というふうになってしまうと思う。できれば弾力的な運用が出来て、重点項目

であるということを各審議会の方に理解してもらって、それを進めることができれば、1%とか2%という数字ではなくもっと大きい数字があがるのかなというふうにひとつ思いました。この進捗状況の調べの報告書ですが21年度の事業計画も22年度の事業計画も全く同じという形になっているものが多々あります。その中の事業遂行に当たっての課題及び今後の取り組み方という欄ですがどういうふうに捉えているかという認識が示されているといいんですけども、そこも空欄になっていると、各事業担当者がその事業の進捗状況をどういうふうに捉えているのかがよくわからない。順調に進んでいるから同じ計画でいいというふうに捉えているのか、あまり熱心ではなくて同じ計画になっているにかそこら辺、何も認識が示されていないのかある。少なくとも今後の取り組み方のような所がきちんと書かれてるか、あるいはそれを踏まえたような当該年度の新たな事業計画になっているのかというのが望ましいと思いました。

《会長》

この点について何か。

《係長》

〇〇委員のご指摘の通り、課題、改善点があるのかなのか。空欄について担当者と十分協議していきたいと考えております。

《C委員》

関連してるんですが、質問項目でこの22年度の事業計画は具体的には各部署からいつの時点で出されているか。

《係長》

決算額が絡むものですから、各課への進捗状況調査については、6月中旬から7月中旬にかけて回答してもらっています。今年でいえば、6月10日から7月9日までです。

《会長》

よろしいですか。ということで、質問を交えて、含めてお聞かせ頂きました。この順番でF委員、お願いします。

《F委員》

男女というのは、人が『自分がやりたいな』と思うことを社会進出してやっていくということはすごく大事だと思う。男子女子とか男性女性にかかわらず、社会進出はできない、原因は何なのかと考えたときに、今でしたら政治の問題とか介護の問題とかそういうことがすぐ頭に浮かんできます。男性女性とあまりこだわらないで話を進めたいなって気持ちが自分の中にはある。要するに男女が働くために働けないそれぞれの理由があると思います。一番考えられるのは保育所とか介護の関係で働けなくなる。親がいるから仕事まで辞めてしまう。とかいう話をよく聞きます。そうなってくると、悲しいお話だなと思いますし、保育園も待機児童がたくさんいる話を聞きますが北見市はどうなのでしょう。

《会長》

男女が働くための労働環境、特に保育所の設置状況はという質問がありますが、待機者は北見市の場合はあるのかどうか。

《係長》

実施状況調べ23ページ開いて頂きたいんですが、81番の保育環境の充実っていうことで、F委員からありましたように、いま『認可保育園』って言われる市立13、法人9、合計22の認可保育園があります。担当課に確認したところ、通常の待機幼児はいないということでありました。ただ個人の希望により受入が出来ないケースがあるとのこと。

《会長》

G委員お願いします。

《G委員》

先ほどから意見が出ていて、女性登用についてですが女性だからこそできるという所もあろうかと思いま

す。その中で、登用されていない4審議会程出ささせていただいたんですけども、そういったことも女性にとっては、直接関係というか理解をしていかなければならない問題だろうと思います。交通安全対策会議・国民保護協議会・老人ホーム入所判定委員会、それから入学準備金貸付選考委員会。4審議会には女性にとって家庭的に経済的に考えていることだと思いますので、ぜひこの審議会について女性が加わってほしいという気持ちです。具体的に登用されるように進めていただきたい。まだ単なる努力ということはいけない。それぞれがもっと力を入れるということを考えていくべきと強く感じました。

《会長》

ゼロの審議会があるけど、特にこの4審議会についてどのような仕組みなのか。

《課長》

交通安全対策会議については私どもの課の所管でございます。交通安全計画を立てる。国・北海道そして、市町村が立てるといことです。北見市は23年度に計画を樹立する年になります。従前、この対策会議については国・道の機関の役職に出てきて頂くというような形で組織をしてきました。その中で女性が担えるような交通安全対策について、女性の役割というのも大きい。来年に立てる会議の事務にあたり、対策会議のほうには女性の参画を是非していきたいと思ってもございますのでご理解頂きたい。

《係長》

北見市老人ホーム入所判定委員会、これについては北見老人ホームの施設長、老人ホーム施設の嘱託医、それと保健所所長、市の介護福祉課長と担当係長入っております。入学準備金貸付選考委員会、これについては市会議員が2人、高等学校の校長2人、小中学校長会から2人、あと民生委員事務局から1人という形になっております。これは入学準備金貸付選考委員会と1ページにあります、奨学金も同じ人数で、女性登用がゼロであり、併任となっております。

《会長》

ということは、完全に役職で振り当てているということ、役職に女性がいないという限りは改善されないということ。そういうのがいくつかある。何とかして一般公募の中で市民の枠が入れるように間口を一つ作るとか、そんな努力はできるのですか。全部が全部というわけにはいかないけども、一つずつクリアしていくには。

《部長》

専門性が求められるという、そういうところと、それから一般公募も基本的には市が持っている審議会・委員会は女性の登用はもちろんですけれども、一般公募を入れるというのがいまルールになっております。中には一般公募がまだ入っていない、そういう委員会・審議会もあるとは思いますが、基本的にはそうなんです。私もこの4月から来まして、公募をかけるときに、例えば女性が少なかったときには、最初から女性に限定して公募かけてるんじゃないかと常に言ってます。できるだけ公募の中で女性を少しでも率を上げていくとかですね、あるいは一般公募で応募があって、それを選考する際にその中で明確に選考委員が女性、例えば2人だったら間違いなく女性にする。それも40%いってなかったらそれを表に出してもいいし、とあるときに選考の過程を公にする際にそういうふうに配慮したということも言っても一向に構わない、とそういう登用してます。そういう所で一般公募の中でも、少しでも女性を登用してゆくというのは、やればできるんです。ただ、いまあったように全く全部のメンバーが一般公募ではなくて、指定職といいますがそういうところではやはりそういう指定職に少しでも女性を登用して頂くといえますか、そういう背景のほうで構成のほうでそちらの方に頑張るということもありませんし、先程たまたま農業委員会出ましたけども、農業委員は選挙委員と推薦委員があります。推薦の委員は例えばJAとかあるいは土地改良区とかそういう所から推薦を頂くと制度になっています。その際やはりJA、土地改良区なども役職が出てきたり、役職が女性の方がいないというのが実態であり、推薦者もどうしても男性になってしまう。私たちが時々そういう意味では、何とか女性でという様な事は言いますがどうしてもそういう現状があります。特に農業の世界ではまだまだ本当に女性が一步踏み出るといのは難しい世界だなと感じています。

《G委員》

是非、工夫して頂きたいと思います。宜しくお願いします。

《会長》

ということで、この基本計画も作る時にも実は松浦委員から実際に酪農家の現状というものがある委員の中にも具体的にいろいろと提起されたことをいま思い出します。その松浦委員は今日欠席なんですけど、ちょっと読ませて頂きます。『女性委員の登用促進には、家庭内の理解が非常に大切だと思います。仕事に家事に忙しい女性は家族の後押しと協力がなければ委員として会議に出席したり、意見を述べることはできません。仕事にしても家事にしても女性の働く環境を整えることが大事だと思います。審議会等の女性の数が少ないとより女性の方に情報が入ってこないのが現実です。女性ならではの意見を掘り起こすためにも、登用を拡大して欲しいものです。』ということで、職場の場合と違って農業従事者の場合は家族のとの段取り働く農業にしても、酪農にしても、もう家族の理解がなければ実際にはこうした委員会にも出席できないという、そういうことが再度訴えられております。

で、次の順番で僕の意見書について、つい先週起こった出来事でしたので、そのことを状況報告したいと思って書きました。管理職どころか女性の就業の機会並びに女性の経済的地位向上という項目に該当しますが、実際に保育園の職場が非常に低賃金の中で現実には、この報告書の中でも、最低賃金678円というのは去年示されてるのに、ついこの間今年度の金額が解りますか。クリーニング屋さんが最低で、その次が2番目が保育者だということ。具体的に市内の民間の保育所が22の施設がある。契約にはないんだけど、暗黙のうちに28歳で退職という、結婚退職というのが幼稚園でも完全に敷かれていて、採用するときはそんな事一言もない。だけど、暗黙のうちにもう居られない状態に追い込まれていくという。それでもまだ保育の仕事に情熱を傾けて仕事を続けたい、そうした者に対しては理事者並びに管理職から非常に嫌がらせて『もう辞めないのか』とか『結婚もしてないのか』というもう本当にこれもまたセクハラの問題にも関わるような嫌がらせがあって、いくつかの施設を持っている民間保育所においては『児童館の方に来年4月から行ってもらう』という本人の希望も何も無視してそうしたことがある。12月の段階で言い渡されて、もうそういう名寄短期大学の卒業生たちが結構、網走管内に広範囲に就職して入ってきているわけなんですけども、現実には自分も専門性を謳ってその職業に就いてその仕事を続けたいというその願いすらが実は踏みにじられている現状というものが女性の働く機会を潰して失望し、並びにその賃金を巡る報酬の問題などで、更には10時に帰るのが当たり前だなんて幼稚園があって、主任が帰るまで帰れない。仕事があってもなくてもただだと10時まで帰れない。そういう中では自分の個人的な生活やそうした趣味や特技を生かすことなどできないという実態がある。具体的に、先週一人の卒業生からもういろんなここでは挙げられない具体的な項目を挙げながら、理事者・管理者のその仕打ち、そういうものについてあったわけなんですけども、管理職もさることながらやはりそうした専門性を生かしながら、職場の中で自分が能力を発揮して働ける場、そういうものもやはり確保していかなければならない、大きな大事な問題があるということを感じております。吉谷委員から意見書が出てるのでお願いします。

《副会長》

2つあって、真ん中の3つは既に話が出ている所で、審議会の委員等がどうかっていう皆さんの話が出て、そういう所は重なると思うんですね。で、最後の所は職場・地域について啓発の方法をより幅広く出来ないかという項目なんですけど、労働状況調査報告書にかなりクローズアップに関することを書いて、配布してくれて、そこまでは既に行っているということで、それは生かして頂けたのかとか、配ってわかってもらえてるかをちょっと聞いてみるとかそういうことも必要なのかな、とか。例えば、市民に対して啓発とかで、女性がより学ぶとでも、女性の研修のための派遣費用を…何番でしたっけ。そういう様なのがありますよね。そういうものでも…よくわかんないですけど。そういうのもあるんですけど、そういう積極的に学ぶ体制を伺ってももし幅広く市民になってなると、ミント宅配便とここに書いてあることになるのかなと思うんですけど、ただ実際ミント宅配便の出前講座で男女共同参画に関するということのはどれくらい要望があっ

たのかなと。講演会とかも予算つけて開かれたんだと思うんですけども反響はどうなのかなというのをちょっと話できたらいいのかなと、**直接名詞化**あれば期待に応えるかな。あと、北見市が直接行うのではなく、団体等の補助金等を考慮して行っている。で、適正に行われているかそれを説明するための監査はどのような基準で行っているのかというのを、以前もDVシェルターについてのお話を審議会で聞いたんですけども、そういうこととか、女性センターは、外の事業者ですか。女性センターの運営とか、もうちょっと言うと保育所とか学童保育とかあると思うんですけど、そういうのがちゃんと適正に行われている事業にちゃんと健全に取り組んで頂いている、市民のお金なわけですから、そういうところの正しく使ってるかどうかというところの範囲はどのように行われているかというようなところとか、**(聞き取り不能) あんまずっと満足だと北見市だと感じない**ところもあるので、**予算録のたわけ**ということでもちょっとあるので、その場合についてはちょっと説明があったらいいのかなと思いました。**例えば**、保育所で補助金が適正に使われていても中で職員が**戦車3分で押して早めに配置**させてもそれは補助金容認は正しかったのか、それはしょうがないかなという、そこまではチェックできないかなと思うんですけど、男女共同参画にかかわる事業を正しくやっているかどうか北見市は関心持ってますよということを示すっていう意味でも監査行為というのは必要なかなというふうに思いますので、そういう所で**(聞き取り不能)**。さっき待機児童いないことになってたんですけど、子供さんの月齢とか関係なく**いない**ということですか。

《会長》

保育所の待機児童はいないということです。

《副会長》

その、さっきの話で、待機児童の考え方というのは、とにかくこう、保育所に入所希望の書類出して入れなかった人がいないという、そういう…。自分が第2子産まれたときに、第1子がまだ1歳で第2子が産まれて、保育所に入れたいというときに最初に電話して空いてませんということでも、そこでは入りたいという希望の書類を窓口に出すことなく何ヶ月か待って、そういう状況だったので。そうすると、電話だけして空いてません、だから来月電話してくださいと言われてるときはカウントされてないんだったら、そりゃ待機児童はなしだろうと思うんですよ。当然なしですよ、そういうやり方だったら。そりゃなしになると思うんですよ。だって今空いてませんから来月どうのこうのって言われてさ。そしたらずっと待機児童なしじゃないですか。だからどうやって数えてるのかな、ってすごく疑問に思ったんですけど。実質とちょっとかけ離れたゼロという数字はどうなのかなと。私が子供を産んだのは何年前なので本当になしになっているかもしれないんですけど、ちょっと確認して頂いてもいいんじゃないかと。すいません、話いろんなとこに。

《会長》

まず一番大事なのはさっき6月の段階で予算のそうやって決定するという、そこから各部局でもってこの決算に向かって行動を起こしていくということなんです。それらの補助金がきちんと使われているか、それを何らかの意味で監査する方法があるのかというのが第1点。

《課長》

一般論ですが、補助金に関しては北見市に補助金等交付規則があります。申請から実績報告まで各団体が行いますが、その手続きの中で補助金交付の目的、補助金の基本的な考え方、そして事務整理の方向など、具体的に適切な指導や助言など行っております。市の取扱い事業においては担当課が責任を持って監査をしている、決算を審査をしております。また、ほぼ2年に1回くらいがよく該当してくるんですけども、市の監査事務局の監査も定期的にあります。そこでも再度チェックされております。会計のチェックもあると何重ものチェックが実施されております。本会議審議会規則が配布されていますけども、審議会の規則の中には、審議会は必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見を聞き、または当該関係者に対して必要な資料の提出を求めることができると規則の中ではありますから、審議会の皆さんの合意があって、必要と認めたときにはそうした対応も可能であるという事実はあります。一般論でお話をさせて頂いた具体的には、例えばその保育所の話をされたようですが、市の保育所は基本的に直営ですから、補助金はたぶん正

直言って下りませんし、民間保育園に対する補助金の際には当然そういう決算報告を頂いた中でそこで使われ方というのは審査されていると思いますので、具体的に何か疑義があれば、委員会で呼ぶのが本当に適当なのかどうかというのはありますけれども、男女共同参画審議会の役割として必要なのかどうかは委員の皆さんで議論して頂かなきゃならないかもしれませんが、委員会の規則では関係者の意見をお聞きする機会というのは担保されているというふうにはなってますね。職場での男女共同参画は北見市の景況にも大きく左右される場所だろうから、急な改善は難しいと思われるので、市役所の内部での改善を進めて頂きたいということに関しましては、職場の男女共同参画については職員課が中心になって、北見市は特定事業主行動計画というのを立て、その中で、次世代育成の推進や出産・育児に係る休暇取得制度、また更に最近では小学校入学前まで年齢を上げた育児時間、これは無給になっちゃうんですが、育児時間の取得制度。こういうことも取り上げて、改善は常に行っているという状況だけをご報告させていただきます。

《会長》

H委員の意見をお願いいたします。

《H委員》

男女共同参画のプランの実施状況に関しては市民活動課ばかりでなく全部局のものが出てきました。私はこの審議会には各部局の人にこの点についてはどうですか、と話を聞けるものかと思ってました。そうではなかった。そういうことは一度やってもいいんじゃないかという気がします。というのは、実際に行っているその部課の担当者が本当に共同参画ということ意識してこの事業を行っているかということとは違う気がします。そういう意味ではこういう場に各部課の担当者に来て頂く。そういうことが出来るのではないかと思います。特に重要なのは審議会の委員が委員の定数とか割合、それからゼロの委員会という話がありました。それはいろいろありましたけども、制度的なものに関しては、制度的に制度そのものの中で変えていくしかないだろうということです。それ以上に私は、やはり職場の環境であるとか、女性自身の意識付けとか女性自身のエンパワーメント、そういったものが重要じゃないかなというふうなことを思いまして、そんな中でちょっと書いてみました。特に職場の環境の事業番号10ですが、企業から積極的に審議会への参加をしてもらいたいという話が来たんですけども、それについては趣旨の理解を得られるように周知に努めるとあります、ということで趣旨を伝えてるんだということだと思んですけども、そこはやっぱり一歩進んで具体的に『いや、おたくの企業から女性を1人出してくださいよ』ということなんです。やはり、**個人名**をお出し頂けませんかという、そういう働きかけまでやっていかないと、やはり企業の中で女性をそういう委員会に出していこう、それがいいことなんだというふうにはなかなかつながっていかないんだというふうに思っております。それと、**考える壁**が絡まって、12番の国内研修制度、これ公募ってことだったんですけど、どのような公募をしたか分かれば教えて頂きたいんですけども、それに関しても、一般的な公募ということよりも、ある程度の従業員規模を持っている企業に関しては、それはやはり長い年度の中で、何年間の年度の中で、例えば従業員20人以上の企業であれば、今年はおたくの会社とおたくの会社とおたくの会社。その中で女性を1人出して頂けませんか、ということでお願いして行って、それを何年か積み重ねていく中で、ある一定規模の会社の中からは女性のエンパワーメントにつながるような研修には必ず出てくるという結果としてなっていくのがいいのではないかと思います。それともう一つは、そういうふうにすることはなるほどな、と会社の雰囲気が変わってくる。事業所の雰囲気が変わってくる。それが重要だと思います。それと、出かけて行った女性自身がやはりそのモチベーションを長く持ち続けるためには行った方同士がその後の交流をして、お互いにまた職場のことや何かをお互い相談をしあったり、励ましあったり、そういうことが継続してやっていかないとやはりいつまでもモチベーションは上がっていかないと思いますし、そういうことをすることの中で実際行った人が職場の中で女性のリーダーとして他の女性にもいろんな**働きかけ**が出てくる、そういうことになるのではないかなと思って、10番・12番についてはそんなことを言わせて頂きました。それからもう一つ、セクハラの問題、相談の問題でセクハラの問題が書いてあったんですけども、私、パワハラが今ちょっとひどい問題ではないのかなと実は思っています。それはどういうこ

とかというと、先程保育所の中で28過ぎたら…という話ありましたが、保育所ではそんなとこだと思うんですけども、やはり一般の会社でもある程度歳をいった女性に関してはちょっと肩叩きみたいなことはあるんですね。それはたぶんセクハラ的な行動ではなくて、パワハラ的に行われる事だと思います。それはどういうことかということ、営業職重視事務職軽視です。結局事務職員というのは、結局は利益を生まないんだなと。事務なんか利益を生まないんだ、というようなことで、そんな事務が利益を生まないんだら若い人間に代えて安い給料で使ったほうがいいんだ、とこういう話が出てくるんですよ。これは結構あると思います。そういう意味では、セクハラ対策とか相談と同時に、パワハラに対しても十分目をかけていかないと、今の女性の働く環境というのは…、というふうに思います。で、それともう一つは相談員さん自身の、やはりそういう事例に十分接触していかなければいけないものですから、そういう意味では相談員さんのスキルアップ、というか研修。相談員さんの研修自体をどのように行っていくのかということが課題になってくると思います。

それからもう一つは、女性のスキルアップの話なんですけども、北見の全体のスキルアップ講座自身のあまりにも就業支援・就労支援としてはレベルが低すぎる。それをやったから就職につながるというようなレベルの中身になってません。僕も試しに受けたことがありますけども、私も一度仕事を辞めたことがあるので受けたことはありますけども。これでは就職につながっていかない。であれば、むしろそこで事業番号25・20で出してる所でビジネスプランとか起業家支援というのがあるんですけども、そういうことでスキルアップを図っていかないと、今の人を抱えられない企業が多い中では、女性の就労機会というのは広まってこないのではないかなと。逆に女性の新しい感覚で自ら業を興すというのはあっていいと思います。

あといろいろあるのですが、あと一つだけ言わせて頂きたいのが、108番の障がい者スポーツの件で、女性の間に障がい者スポーツの参加が少ない。それはなんで少ないのかということ、サポーターが必要なんですよね。男性のサポーターは結構いるんですけども、女性のサポーターがいないと女性の障がい者スポーツは創出できない。それはなんでかということ、遠征とか合宿とか行ったときに女性のサポーターがいなければ、お風呂とかそういう問題が出てくるんですね。そういうことがありますので、障がい者スポーツの中に女性が参加していくためには、僕は女性のサポーターを養成することが必要ではないかなということも思ってます。そんなことを含めて、各部署がいればそんな話ができただろうかなと思いました。あとは読んでください。

《会長》

ありがとうございました。ということで、何点かすぐ答えられない問題がありますが、聞いてて事務局ですぐ…。

《係長》

事業番号12の女性国内研修の件ですけども、この研修は33回目になるのですが、北見市女性国内研修まとめってこの冊子が出ております。33年160名くらい3泊4日使って研修に行ってるわけですが、公募は応募資格というのがありまして、市内に居住する女性で地域社会の問題に関心のある方と、それから修了後、研修成果を北見市のまちづくりの推進に積極的に生かすことが期待できる方、これまで市の派遣する研修、国内国外の参加したことがない方ということで、実質的に応募しております。事業番号13番に北見市女性のつどいというのがあるのですが、この国内研修を受けた北見市メンバーが170人位の会員数ですが、女性国内研修つどいの会をつくってしまして、その会を通じて交流を深めている、また年1回、事業番号13にもあるように女性のつどい実行委員会というのをその会の中から出てもらって、毎年こういったテーマを決めながら、研修会を開催しているとのこと。

《会長》

こういった中で連帯感の強い、帰ってきてから交流報告会をやったり、参加した人たちの絆が強いと思います。障がい者スポーツについては何か、答えることはないですか。

《H委員》

ま、たぶんこれはスポーツ課で考えることなんでしょう。

《係長》

事業番号40番・41番の指導員の養成については聞いてきたんですが。女性のサポーターのことは。

《H委員》

いや、そうですね、たぶんそうだと思います。そこで考えようとした自分の経験があるものですから。やっぱりそこで気付いた事なんですけどね。

《会長》

一通りご理解を。事務局からは是非いかが…。

《課長》

意見書を頂いた中で、だいぶ割愛してあったんですけども、パワハラ相談員のスキルアップのことですね、これは必要で。簡単にはどのようにおこなっていくかということなんですけど、これは事業番号56ですね、これについてどのようなことがいま環境を整えていかないとわからない部分もあるので、どのようなことというのはいまここではお答えできかねるので大変申し訳ございません。それとですね、スキルアップの、下の24・25・28についても具体的にご提案というふうに受け止めさせて頂くということでもよろしいでしょうか。

《H委員》

結構です。

《課長》

担当部課と協議させて頂いて、具体的に実施可能かということを含めてやっていきたいと思います。それと、事業番号108の障がい者スポーツでの女性サポーターの関係なんですけども、これについても本当におっしゃる通りだと思います。具体的にその養成にあたっての女性サポーターというのをどのように取り込んでいくかということもスポーツ課のほうになるかと思っておりますけども、具体的ににあたっていきたいと思っております。たぶんご提案のほうが多いかなと思っておりますけども。

《会長》

この審議会は次はいつ位を予定してますか。

《課長》

今回、頂いて、前回昨年のように審議会の意見としてこの場でまとめて頂けるならこの場でまとめて頂いても構わないですし、また次回持ち越してもう一度ということでも構いません。

《副会長》

一回答えきれない質問を、今日の議事録をまとめて頂いて、今日疑問だけ出てそのままになっている質問もいっぱいあったと思うので、それで事務局だけで、市民活動課の方だけで答えきれないのを、一回聞いてきて頂いて、持って来て頂いて、次回の審議会で、その上で年度末までには市長に答申を出さなきゃいけないので、次回の日程は自ずからかなり絞られてくるという感じではあると思うんですよね。

《課長》

それではですね、今後の進め方としては今日頂いた意見で整理しなきゃならない部分含めて、次回の前までにお送りしてゆくと、そして最終にそれを求めて次の会議の中で意見をまとめて頂くという形でもよろしいでしょうか。

《副会長》

一回まだお答えしてない質問として、これとこれとこれとこれに答えようとして準備してますけど、これで足りてますか、とか抜けてませんでしたかとかの確認をしたら、自分の質問をしたあれがないとか、自分が質問したことと他の人が質問したことが合わさってちゃんと答えてくれないとか、それはいい。質問した人が判断するとかで、課長がいま説明して下さったことへの答えをして頂く前にこの質問でよかったでしたか、というのが一回あったら、また…ということにならなくて済むかと思っております。

《課長》

それでは、会長、ちょっとお時間頂いてよろしいですか。」

《会長》

その前に、D委員とE委員に、そこまで皆さんのお話聞いといて、更に自分で感想でもいいですし、原稿は用意していないけど自分はこういうことが聞きたかったんだと、そういう何かありましたか。佐藤委員から。

《D委員》

いや、私もですね、資料をお送り頂いたんですが、深く中身を読んでいない状況なんですけど、少し言うとして、先程も文献の中からいろいろ言ってますが、1つにはその40%の数字的な設定の話がありましたけども、いろいろとお話を聞くと、審議会の中でその委員の構成として40%という設定が目標値となっているのか、それともいろいろと事業の展開もありますけれども事業の展開を含めて、女性の参画が40%ということなのか、その辺のお話を聞いてて少し自分の中で整理できないものがあるなと思いました。それから、審議会の職務指定のお話がちょっとありましたけれども、この関係について少し内容を見ますと、法的な規制が云々とかの文言が入ってますけども、それからいきますと、法の壁との聞きあいじゃないでしょうか、そういった部分が少し読み取れる。どちらのほうが優先しなきゃいかんのかなというものが感じられました。そういったことでは先程から弾力的対応という話もありましたけども、本論去るものから判断して、どちらが優先するものかということをおある程度調べてきて頂ければ、その弾力的対応を改めて検討できるかな。私も農業委員会にいますので、農業委員会の関係は先程も極めて話がありますけども女性の進出は厳しいと、環境的に厳しい状況下であって、そういった部分に関しまして弾力的対応ということも現状としてはやぶさかでないという感じです。それと併せて、解消といいますか、審議会の女性の参画の解消ゼロにつけての問題なんですけども、いろいろと先程もお話ありましたけども、ある程度女性が進出しやすいような審議会もある、というようなことをございますので、全ての部分のゼロというのも大切なんだろうけど、そこに一定の公募というお話もありましたので、女性定義みたいなものを使って、その中で強力的に推進するというようなことも今後の審議会の中で提案されてはどうかという感じがしております。公募に関しては男女雇用機会均等法の関係もございますけども、この部分と公募の関係というのは性別を指定して例えば、我々みたいに企業で職員等公募するときは性別を指定できないというふうになってますけども、公募に関しては女性といった部分が許されるのかということ、私なりに判断しかねてます。その辺も教えて頂ければと、今までの中で感じましています。

《会長》

あわせてE委員、何か。

《E委員》

皆さんのご意見を聞いていて、男性の意識・女性の意識それぞれ必要だなと思ったのがひとつと、それから女性が参画するのがとても今重要で何%以上となっているんだけど、逆に80%ぐらいあった図書館何とかという委員会は女性が80%ということは男性が20%ということなので、女性をいま意識してお話が進んでいるんだけど、逆の立場で男性が少ないところとか、共同参画なのでそちらの面も考えないといけないのかなと思ったのが…。私、職場が小学校なので職場の環境としては整えられているんだと思うんですよ。育児休暇も取れたりとかそういうのが他の企業さんと比べるときつと保証されている職場ではあると思うんですけども、子どもを産むのは女性しか出来ないことなので、お休みに入るときにどうしても代わり、代替になって頂ける方がいないと子どもたちが空いてしまうんですよ、指導者が。それが今なかなか、代替でも入って頂ける方がなくて探すのが大変という現状があるので、そういう所の行政的な支援というか、うまいこといかないのかなと思いつながら、聞いていました。

《会長》

ありがとうございます。

《課長》

いまD委員とE委員から頂いたお話になるんですけども、40%の目標については事業が実施されたときに女性が来て参画を想定しているものではなくて、あくまでも審議会と委員会等の委員さんの中での女性の数というふうに押さえていただきたいと思います。そして、審議会等の職務指定があるものについてということなんですが、これはあくまでも先程申し上げたように、弾力的な対応が出来るものについては、それぞれ委任・委嘱等を行って頂いて、是非参画して頂きたいということでございます。それと、女性のいない審議会等の解消については公募等を活用していくという話の中では、これについては職業ということではございませんので、男女雇用機会均等法の関係は直接影響は出ないと考えております。これ、具体的に申しますとですね、実はこの審議会自体が今回、長南さんが公募で出て頂いてるんですが、実はこの審議会はいわゆる男女共同参画を進めていく上で均等でなければならないという考え方がありまして、どちらかが40%を切っては駄目だという厳しい規定がございます、それで今回は長南さん、たまたま男性の方が応募頂いてたんですが、ぎりぎり女性がちょっと多いんですけども、ぎりぎりクリアしているといった状況があります。で、いまE委員からもお話がありましたように、女性が80%というような状況のあるところ、これについても本当は男女共同参画の立場から考えれば、男性委員がどんどん出てきて、図書館等は女性のものではないですし、男性も当然利用するわけですから、男性の意見も出てきて当然だと思いますから、そういう部分でも共同参画という意味ではお互いが同じ立場で話し合える土壌だとか現場がつかれるようなのが望ましいと思っております。ただ、この40%という数字はかなり重たいというか、クリアできることが、計画が3年目なんですけども、10年目に40%本当にいくのかということと言いますと、冒頭係長から説明したように0.5ポイントのような状況のアップ率を考えていくと、本当に40%というのは可能なかどうか本当にこれは難しい数字だなとは押さえている状況ではあります。そういうことも含めまして、女性委員がいっぱいいてもまだ26.7%というような状況が、総数で計算してますから、こういう数字にしかならない。ですから、現実にはほとんど女性のいない審議会・委員会があるという状況を何とかこのプランの進捗状況の更に重点項目として取り組んで参りましたし、今後も重点項目として取り上げて頂くことであれば、更に庁内での対応についてこちらの担当部署としての市民活動課からも各担当部署にそれぞれの委員会・審議会の委員を所管している部署に働きかけをして、公募委員とか弾力的運用を活用しながら女性委員を出して頂けるよう働きかけは続けていきたいと思っております。」

《会長》「もう2時間になろうとしていますので、いろいろ熱心に提案頂きましたが、問題を事務局に整理して頂いて、その上で会長・副会長が加わって、次回に皆さんに提示する問題を整理して、その上で市長に何と何を答申するかを進めていきたいと思うので、今日はここまでご意見を聞くということで閉じたいと思うわけですけどもいかがでしょうか。こちらに任せて頂いてもよろしいですか。ということで、長南さんも全部は説明してないですけども、この文面から読み取りながらそれらの質問を検討してみたいと思います。ということで、事務局、こんなとこで整理して、いい機会には会長・副会長召集して、案を練って、お願いしたいと思います。ということで、最終的な意見のまとめは第2回ということで進めていきたいと思っております。」